



カーセンサーアフター保証

保証販売規約

販売店様に遵守いただく事項を記載しております
ご利用にあたって事前に必ずご一読ください

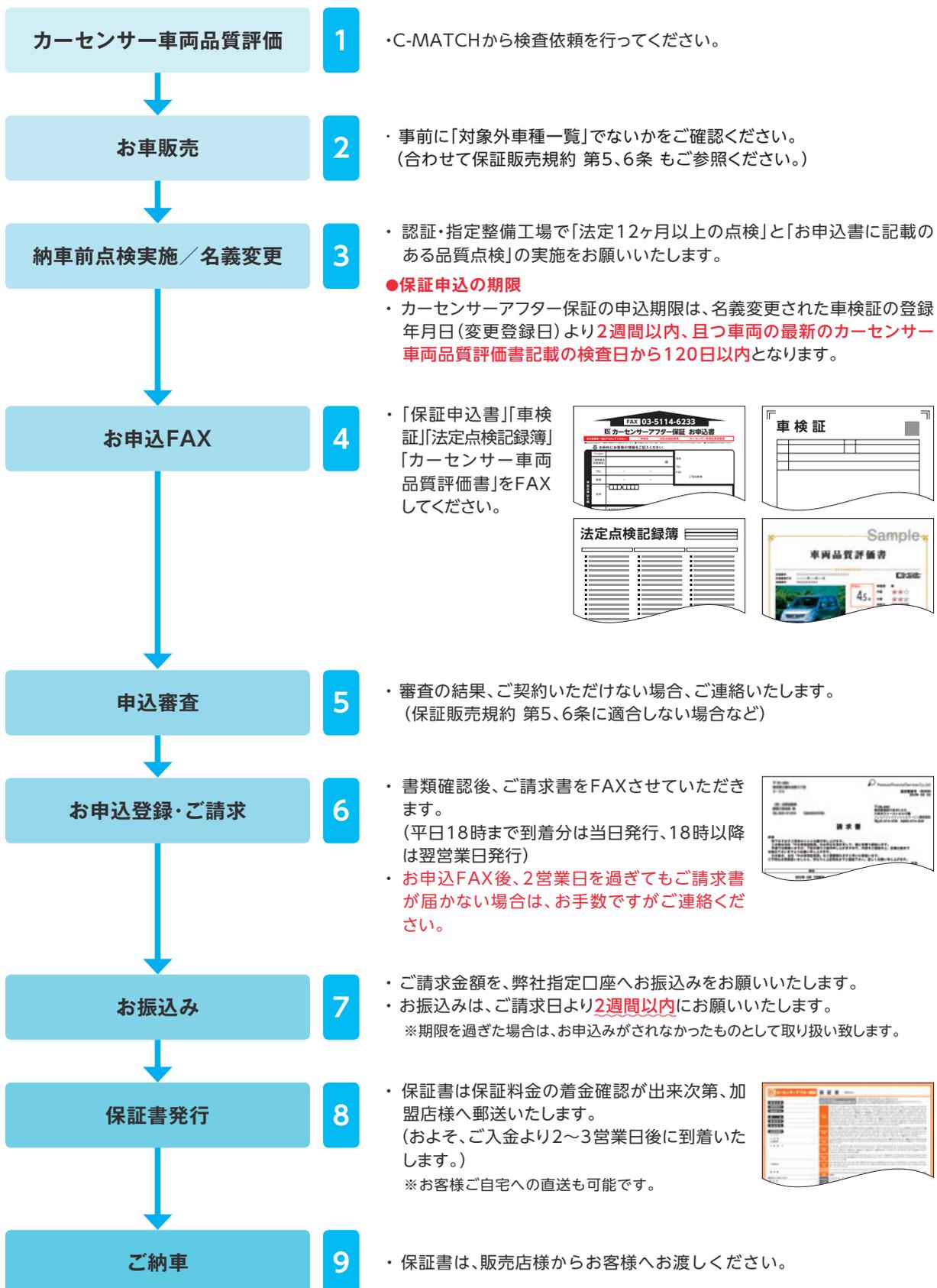


Premium Financial Services

2015年6月1日～改訂版

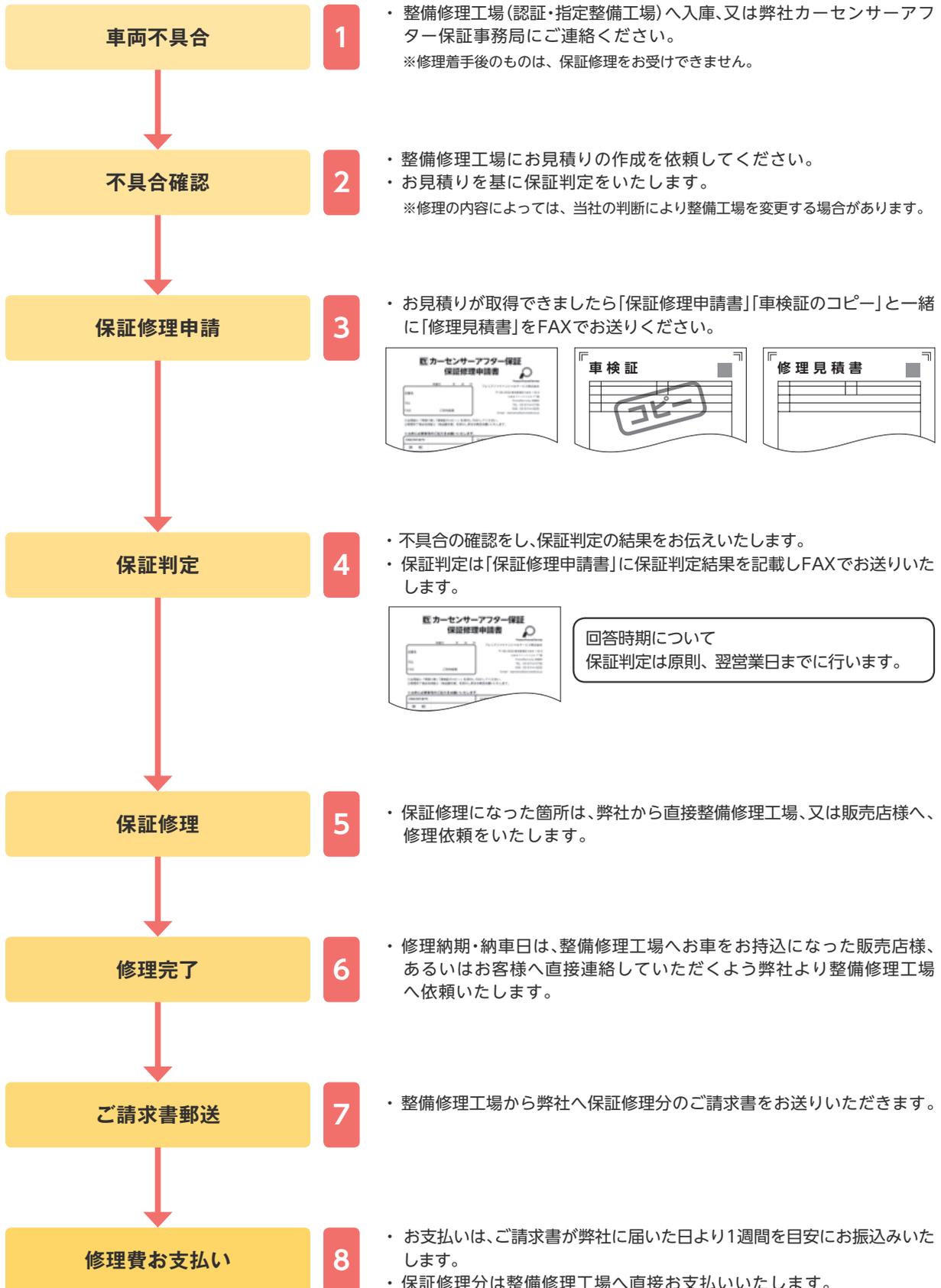
1. 全体の流れ

●お申込みの方法



1. 全体の流れ

●保証修理の申請方法



2. 保証の対象範囲

●保証対象部品一覧表

動力伝達機構

MTミッション内部ギア	コントロールバルブ	クラッチディスク	オイルクーラー
ATミッション内部ギア	AT/CVTコントロールユニット	クラッチマスターシリンダー	リバーススイッチ
CVTミッション内部ギア	プロペラシャフト	クラッチリリース	クラッチスイッチ
トルクコンバーター	ユニバーサルジョイント	クラッチリリースベアリング	ニュートラルスイッチ
トランスファ	ドライブシャフトブーツ	クラッチワイヤー	ドロップングレジスター
ディファレンシャル内部ギア	ドライブシャフト	シフトケーブル	TRC/VSCコントロールユニット
ソレノイドバルブ	トランスアクスル	ミッションマウント	各シール、ガスケット、パッキン、Oリング
車速センサー	クラッチオペレーティングシリンダー	リレー	電磁クラッチ
インヒビタースイッチ	クラッチカバー	シフトレバー	バルブボディ

エンジン機構

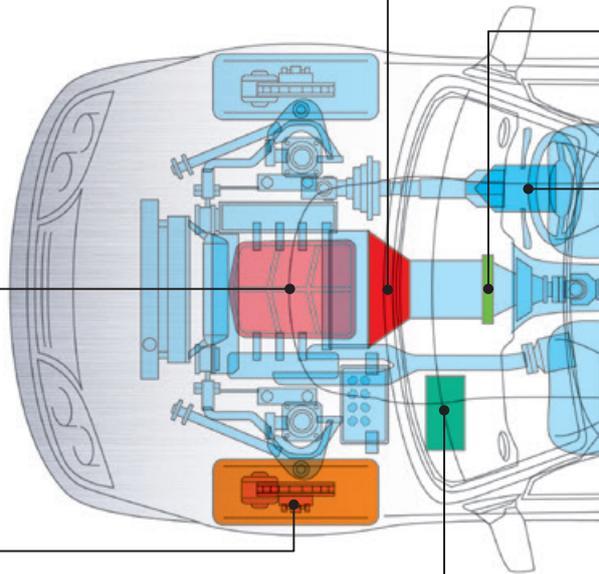
ロッカーカバー	カムシャフト
シリンダーヘッド	オイルパン
コンロッド	PCVバルブ
ピストン	電動ファンモーター
クランクシャフト	オイルストレーナー
IN、EXバルブ	コンデンサーモーター
シリンダーブロック	タイミングベルト
スロットルボディ	タイミングチェーン
インジェクター	テンショナー
ウォーターポンプ	シリンダーヘッドガスケット
ラジエーター	インタークーラー
スターターモーター	スーパーチャージャー
オルタネーター	ターボチャージャー
オイルポンプ	触媒コンバーター
インジェクションポンプ	エキゾーストパイプ
グロープラグ	マフラー
各ブリー	エキゾーストマニホールド
ファンカップリング	エンジンマウント
オイルプレッシャースイッチ	サーモスタット
O ₂ センサー	イグナイター
エアフロメーター	フューエルタンク
水温センサー	スロットルワイヤー
ノックセンサー	スロットルモーター
クランク角センサー	フロントカバー
エアレギュレーター	EGRバルブ
油温センサー	バルブタイミングコントロールギア
スロットルセンサー	アクセルペダル
スロットルポジションセンサー	各シール、ガスケット、パッキン、Oリング
バキュームセンサー	ブッシュロッド
吸気圧センサー	ロッカーアーム
排気温度センサー	オイルタペット
AACバルブ(ISCV・RACV)	噴射ノズル
ディストリビューター	フューエルインジェクションコンピュータ
ダイレクトイグニッションコイル	キャニスタ
プラグコード(ハイテンションコード)	キャブレター
エンジンコンピュータ(ECU)	イグニッションスイッチ
フューエルポンプ	インレットマニホールド
フューエルゲージ	インテークマニホールド
フライホイール	各リレー
フューエルプレッシャーレギュレーター	

ブレーキ機構

ブレーキマスターシリンダー	ホイールシリンダーインナーキット(シール)
ブレーキブースター	プロポーションングバルブ
ABSコントロールユニット	ブレーキホース
ABSモジュレーターユニット	ブレーキパイプ
ディスクキャリパー	ブレーキペダル
パーキングブレーキワイヤー	ホイールセンサー
ホイールシリンダー	ストップランプスイッチ

エアコン機構

コンプレッサー	クーリングユニット
コンデンサ	ヒーターコア
エバポレーター	ブローファンモーター
エキスパンションバルブ	ヒーターレジスター
レシーバタンク	ヒーターホース
マグネットクラッチ	ヒーターコック
エアコンリレー	
インテークドアアクチュエーター	
エアミックスアクチュエーター	
モードドアアクチュエーター	
ガスセンサー	
外気センサー	
内気センサー	
日射センサー	
冷媒圧力センサー	
サーモアンブ	
ヒーターウォーターバルブ	
高・低圧ホースパイプ	
エアコンコントロールユニット(ディスプレイ除く)	



※半年間プランにてご契約の場合、保証期間中の累積での修理上限額は消費税を含み30万円までとなります。 ※輸入車1年間、2年間プランにてご契約の場合、保証期間中の累積での修理上限額は消費税を含み80万円までとなります。 ※保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、当社の事前承認が必要となります。 ※保証修理の適用となる部品は、新車製造時から装着される純正部品のみとなります。 ※保証対象部品であっても、特別規約第8条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外となります。

電装装備品

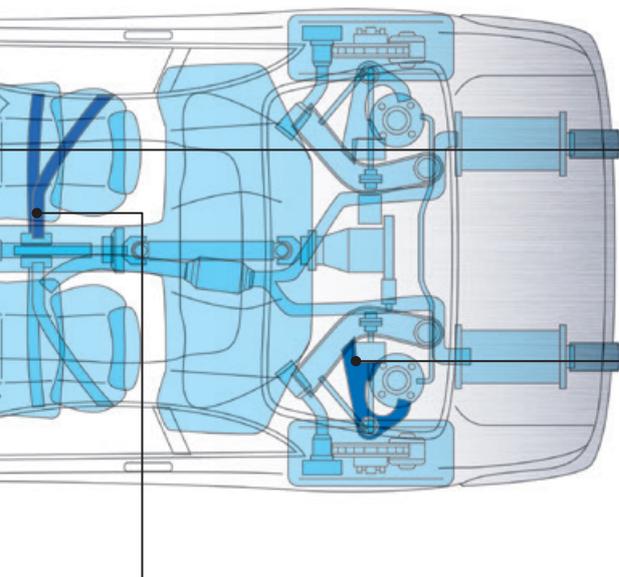
1年間、又は半年間保証部品

※2年、3年間プランでご契約の場合でも、1年間の保証となります。

ワイパーモーター
ワイパースイッチ
ワイパーアンプ
ウォッシャーモーター
パワーウィンドウモーター
パワーウィンドウレギュレーター
パワーウィンドウモーターアンプ
パワーウィンドウスイッチ
ドアロックアクチュエーター
ドアロック
ドアロックコントロールユニット
ドアロックモーター

ドアロックスイッチ
オートスライドドアモーター
オートスライドドアコントロールユニット
オートスライドドアセンサー
スライドドアスイッチ
オートクローザー
サンルーフスイッチ
サンルーフモーター
キーレスレシーバ、トランスミッター
イモビライザー
ドアミラーモーター
ドアミラースイッチ

パワーシートモーター
パワーシートコントロールユニット
パワーシートスイッチ
純正オーディオ
純正ナビゲーション
純正スピーカー
マルチディスプレイ (エアコン一体型)
ライトスイッチ
HID
各リレー



ステアリング機構

ステアリングギヤボックス
パワーステアリングポンプ
パワーステアリングコントロールユニット
電動ステアリングモーター
電動ステアリングギヤボックス
電動ステアリングコラム
ステアリングホイール

ステアリングコラム
ステアリングコラムシャフト
タイロッドエンド
ラックエンド
舵角センサー
ステアリングラックブーツ
ブッシュ

前後アクスル機構

ショックアブソーバー
サスペンションスプリング
サスペンションアーム
トーションバー
スタビライザー
テンションロッド
ナックル
ボールジョイント
アクスルシャフト
ハブ

ハウジング
電子制御サスペンション
(エアサスペンション)
アッパーベアリング
ハブベアリング
アッパーリンク
ロアリンク
ラテラルリンク
ハブシール
ブッシュ類

乗員保護機構

シートベルト
シートベルトバックル
エアバッグコントロールユニット
エアバッグセンサー
スパイラルケーブル

エアバッグモジュール
Gセンサー

ハイブリッド機構

ハイブリッドトランスアクスル
スタータジェネレータ
冷却装置
駆動用モーター
インバータ

コントロールECU
バッテリー ECU
コンバータ
モーター駆動用蓄電池

緊急ロードサービス

24時間対応、365日受付のロードサービスが受けられます。

全てのプランについて
365日 OK!
24時間 OK!



レッカー牽引
50kmまで無料。



キー閉じこみ
セキュリティ付き等の特殊作業は実費となります。



ガス欠
ガソリン代は実費となります。



バッテリー上がり
ジャンピング作業
バッテリー充電は実費となります。



パンク時のタイヤ交換
チェーン脱着はサービスに含まれません。



脱輪作業
1メートル以内の脱輪。

※現場での応急処置が30分を超える作業の場合は、別途実費料金での清算となります。

2. ご注意事項

●ご利用に際しての主なご注意事項

1

免責期間はありません。

*納車までに不具合の無い車両状態にしてください。また保証の契約成立以前に発生していた不具合は保証の対象外となります。

2

修理後の保証申請は、お支払い出来ません。

*保証修理の際は、必ず当社に事前のご連絡をお願いします。

3

修理時には、リサイクル、リビルト部品も使用します。

*部品は原則当社より支給いたします。

4

見積費用、代車費、レンタカー費用等はお支払い出来ません。

*修理に要する部品代・工賃以外の費用は保証されません。(故障診断料、廃棄費用等も適用外)

5

ご利用にはご契約、修理には認証・指定工場資格が必要です。

*販売店様での修理も可能ですが、修理内容によって整備工場を指定させていただく場合もあります。

6

お客様への販売価格は、お客様用料金表をご覧ください。

*料金表は「お客様へのご呈示用(カスタマー料金)」と「販売店様用」の2種類ございますのでご注意ください。

●保証の適用とならない主な事例・部品(代表例)

*詳しくは、販売規約もご確認ください。

適用とならない、主な不具合の事例(※代表例)	項目	適用とならない主な部品(※代表例)
<p>■経年劣化、見た目(外観上)の問題 錆(サビ)、浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等 例1) ドライブシャフトブーツがひび割れている 例2) マフラーが錆で腐食</p> <p>■外傷が原因による故障 例3) 下廻りをぶつけて、触媒内部が破損 例4) ドアミラーが格納しないが、ぶつけた形跡がある</p> <p>■症状がまれにしか起きない、工場入庫時に確認できない 例5) エンストしたことがあったが原因不明</p> <p>■外観上のみで走行には支障がない 異音、オイル漏れ、車高が低い等 例6) ダンパーから継続検査上(車検)問題のない程度のオイルの にじみ・漏れがある 例7) P/Wはスムーズに動くが、ギアといった音がする</p> <p>■部品が対象でない 保証部品一覧に記載のない部品(パンフレット、販売規約に記載) 例8) ヘッドライトレンズが曇る 例9) 社外のオーディオから音がでない</p> <p>■運転の仕方、感覚的なもの 例10) 燃費が悪い、パワーがでない</p> <p>■調整や点検等、部品交換を伴わないもの 例11) タイヤが片減りする、アライメント調整</p> <p>■修理以外の費用 点検診断料、見積費用、診断機使用料、レッカー費用、 営業損失、代車費用、廃棄物料等</p> <p>■予防整備の類 例12) ショックアブソーバが1本壊れ、 他の正常な3本も同時に交換 例13) 原因の部品が断定できないため、関連する部品を 全て交換</p>	<p>社外部品の類</p> <p>消耗品の類</p> <p>配線の類</p> <p>内装部品の類 (機械的な作動部品でないため、 また故障の要因が操作上のミス や、人為的な原因要素、経年 劣化の要素が大きいため、保証 の適用部品から除外しています。)</p> <p>外装部品の類 (機械的な作動部品でないため、 また故障の要因が接触や 外的要因、人為的な原因要素、 経年劣化の要素が大きいため、 保証の適用部品から除外してい ます。)</p> <p>装備品の類 (故障の要因が外的・経年劣化、 人為的な原因要素が大きい部品のため、 保証の適用部品から除外してい ます。また一般的な車種に全て 装備されている部品ではない場合、 車種間不均衡を防止する目的 で保証の適用部品から除外して います。)</p>	<p>・生産時に装着されていない全ての社外部品 (ディーラーオプションのオーディオ、ナビは純正扱いとして適用)</p> <p>・エンジンオイル、冷却水等の消耗油脂類 ・タイヤ、ホイール ・バッテリー ・オイルフィルター、エアクリナー等のフィルター類 ・ブレーキパッド、ライニング、ローター、ドラム等 ・スパークプラグ等 ・ファンベルト、パワステベルト等の補機ベルト類 (タイミングベルトはメーカー指定定期交換内の不具合で あれば適用) ・ワイパーゴム、フレード、アーム等 ・キーレスキーの電池等 ・ヘッドライト、電球、バルブ等(HIDランプは適用)</p> <p>・配線、カプラー、ヒューズ等</p> <p>・ホーンパッド、ハンドル、シフトノブ等 ・ベンチレーテッドグリル(エアコンの噴出し口)等 ・ウェザーストリップ、ガラスランパバー、 サンルーフウェザーストリップ等のゴムシール類 ・スライドドアレール、スライドドアローラー等 ・インナーハンドル、ノブ等 ・シート、シートレール等 ・インストゥルメントパネル、メーターパネル等の内装パネル類 ・グローブボックス、ドア内張り、ポケット等の内装パネル類</p> <p>・ガラス、サンルーフガラス等のガラス類 ・バンパー、ボンネット、フェンダー等の外板パネル類 ・ヘッドライトレンズ、テールレンズ等のレンズ類 ・パワーウィンドゥモーター、ドアモーター等のモーター類 ・アウターハンドル等 ・キーシリンダー等のシリンダー類(イグニッションスイッチは適用) ・ドアヒンジ、ドアリンク等 ・バックドアダンパー、ボンネットダンパー等 ・ドアミラーガラス、ワイパーアーム等</p> <p>・スピードメーター、各種メーター類 ・ウォッシュャーホース、タンク、ノズル等(ポンプは適用) ・ミラーヒーター等 ・シートヒーター、マッサージ、オットマン機能部品等 ・バックカメラ、サイドカメラ等 ・クルーズコントロール、コーナーセンサー、等の 運転支援機能部品</p>

4. 保証販売規約

●保証販売規約（※販売店様に遵守いただく事項）

当販売規約は、プレミアファイナンシャルサービス株式会社との間に業務委託契約を締結した車両の販売店が、プレミアファイナンシャルサービス株式会社（以下「当社」という）が提供する、中古車保証制度（カーセンサーアフター保証（以下、本保証という））を取扱う際に遵守すべき事項を定めるものである。

第1条 本保証の利用権利

販売店は本保証を取り扱うに際し、株式会社リクルートホールディングスとの間に、有効な利用店舗契約がなされていること、及び当社との間に有効な業務委託契約がなされていることとする。

第2条 本保証の取扱いに関して

1. 販売店は、本保証を取り扱うに際し、当販売規約、及び、別途定める特別規約（※保証書裏面記載事項、お客様へ開示約款）の内容理解に努め、当社と一体となりその内容を遵守すること。
2. 販売店は、本保証を契約者に販売斡旋する際は、別途定める特別規約（※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款）の内容を契約者へ説明し、同意を得た上で販売斡旋を行うこととする。
3. 販売店は、保証の申し込みを取り次いだ場合、当該申し込み書類を保証の契約期間に渡り保管を行うものとし、当社が求めた場合には何時でも呈示するものとする。
4. 当社は、販売店が本条1項、及び2項に違反していると認めた場合、販売店の同意を得ずとも本保証の提供を、何時でも取り止めることができるものとする。
5. 当社は、累積の契約総数に対する修理申告件数が、一定の比率を超えたことが確認できた段階より、該当する販売店からの申込を拒否することができるものとする。

第3条 本保証の当社免責事項、保証適用範囲

1. 契約者より申告があった不具合が、車両の契約者への引渡し段階において既に発生、又は第4条2項における、当社と契約者間との契約締結の効力が発生する以前に認知されていた不具合事項は当社の免責とし、販売店はその販売者責任において、特別規約（※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款）の内容に従い、契約者への保証適用の義務を負うものとする。（販売店にて修理費を負担し、保証修理を行わなければならない。）
2. 本保証の保証適用範囲は特別規約（※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款）の内容に従うものとする。

第4条 本保証の開始日、効力

1. 本商品の効力は、当社が販売店からの保証料金の着金を確認した時点で発生するものとする。尚、当社は保証料金の着金を確認した、翌営業日に保証書を発行するものとする。
2. 本保証の開始日は使用者へ名義変更された、車検証記載の登録年月日（変更登録日）を起算日とする。
3. 本保証の申し込みは、一般の消費者へ中古車両を販売した際にのみ申し込みができるものとし、販売店は契約者への名義変更日より2週間以内に当社に申し込みに必要な手続きを行う必要があるものとする。尚、申し込みの期限を過ぎた場合は本保証の申し込みはできないものとする。
4. 販売店は、当社が申し込みの都度発行 Fax 送付する、請求書の送信日より2週間以内に指定の当社銀行口座まで指定代金（保証料金）を振り込むこととする。尚、その際の振込手数料は販売店が負担するものとする。
5. 支払の期限を過ぎた場合は、申し込み自体が行われなかったものとみなし、申し込み書類は当社にて破棄するものとする。

第5条 本保証の申し込み条件（納車前点検）

1. 販売店は契約者との間に車両に関する売買契約、又は注文を受領した日から、車両を契約者へ引き渡す日までの間に、「法定12ヶ月点検」、又は「法定24ヶ月点検」、及び当社が別途、所定の書面（申込書下部に記載）にて指定する装備品の作動点検を実施するものとする。
2. 販売店は1項に定める点検の際に、本保証の適用範囲に係る不具合が発生していた場合、然るべき処置、修理を行い、契約者に車両を引き渡す際に本保証に係る不具合が確認されない状況とする義務があるものとする。（本保証の適用範囲に係る不具合がある状態での保証申し込みはできないものとする。）

第6条 本保証の申し込み条件（適合車両／契約者）

本保証の申し込みは、申し込み時（申込書書類のFax受信日）における状態が、下記の条件を全て満たす場合のみ有効とする。

1. カーセンサー車両品質評価書付車両であること。且つ、最新のカーセンサー車両品質評価書の検査日から、120日以内、且つ評価書に記載の走行距離からの増加走行距離が、1,000km 走行以下の車両であること。
2. 別紙、対象外車種一覧に該当する車両でないこと。（別紙：C-MATCH 上のリンク先に掲載。）
3. 【国産車両】 国内メーカーが製造、及び国内正規新車販売特約店（新車ディーラー）を通じ販売された車両であること。またその場合、年式は13年経過未満（155ヶ月経過以下、年式の算出は車検証記載の初年度登録年月とカーセンサー車両品質評価書記載の検査日との比較で行う）、且つ車両の累積での走行距離が130,000km以下（カーセンサー車両品質評価書記載の走行距離とする）であること。
※軽自動車の場合で、初年度登録年月の月の登録表示が無い場合、12月登録と読み替える。
4. 【正規輸入車両】 海外メーカーが製造、及び国内正規新車販売特約店（新車ディーラー）を通じ販売された車両であること。またその場合、年式は13年経過未満（155ヶ月経過以下、年式の算出は車検証記載の初年度登録年月とカーセンサー車両品質評価書記載の検査日との比較で行う）、且つ車両の累積での走行距離が70,000km以下（カーセンサー車両品質評価書記載の走行距離とする）であること。
5. 並行輸入、逆輸入の類（排ガス指定型式、型式指定番号、類別区分番号、等の登録が無いもの。）の車両でないこと。
6. 原動機の燃料形式がガソリン、ディーゼル、又は電気とのハイブリッド車であること。（天然ガス、LPG、電気自動車等は不可。）
7. 第8条にて定める改造車両でないこと。
8. 新たな契約者の車両の使用用途が、個人が日常レジャー、又は通勤目的で利用する車両であること。（業務で使用するもののある車両、法人リース車両、8ナンバー車両等は不可。旧オーナーの業務使用歴等は可。）
9. 契約者が販売店の代表者2親等以内の親族、又は従業員等でないこと。
10. 契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、またはその他前述事項に準ずる者でないこと。

第7条 保証料金の算定基準

保証料金の算定基準は以下の通りとする。

1. 当社から販売店への保証料請求額は、別途定める販売店提供価格に基き試算する。
2. 経過年月数は、車両の初年度登録年月から、カーセンサー車両品質評価書記載の「検査日」までの経過年月数を適用する。
3. 走行距離は、カーセンサー車両品質評価書記載の走行距離を適用する。
（メーターの交換歴がある車両の場合は、交換前の走行距離を足した総走行距離にて計算を行う。）
4. 販売店の申込成立件数が、当社が定める算定期間において一定の件数を越えた場合、以降の申込成立分における保証料請求額を減算し請求することがあるものとする。但し、販売店が販売規約の内容を遵守していない恐れが認められる場合等、当社が認めない場合にはこの限りではない。

算定期間、減算の適用時期は以下の通りの組み合わせとし、これ以外での算定、減算は行わない。

減算を行う場合、減算の割合は以下の通りとする。（税抜き）

・算定期間における申込成立件数が60件以上である場合、保証料請求額から10%減算。

（例：60,000円の保証料請求額であった場合、54,000円での請求とする。）

・算定期間における申込成立件数が150件以上である場合、保証料請求額から20%減算。

（例：60,000円の保証料請求額であった場合、48,000円での請求とする。）

尚、申込成立件数が前項の基準に満たなくなった場合は、翌月の契約成立分からの減算は行わず通常の請求額とする。

また、当社と業務委託契約書を締結する法人が複数の販売店を有する場合は、業務委託契約書を締結している法人単位で合算した申込成立件数を用いることができるものとする。

第8条 改造車両の定義

本条各項の「改造車両の定義」に定めた車両の保証申込みはできないものとする。

1. 燃料コントローラー・加給圧（ブースト）コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパーチャージャー・キャブレター・カムシャフト・カムシャフトプーリー・コンピューター・ロールバー・エア

4. 保証販売規約

●保証販売規約（※販売店様に遵守いただく事項）

サスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。

2. ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。
3. 違法な改造が施された車両。
4. 車検証上の型式欄に「改」表記、備考欄に構造変更歴がある車両。（福祉車両を除く。）

第9条 保証修理の申請（保証適用申請）

1. 保証修理の適用可否判断は当社が行うものとする。
2. 販売店は契約車両の保証適用申請を行う際、不具合に係る修理費用の見積明細書、及び保証修理申請書に必要事項を記したうえ、当社にFAXにて事前申請を行うものとする。
3. カーセンサー車両品質評価時において、特記事項にて指摘された不具合事項を保証修理にて申請を行う場合、販売店は納車前に然るべき修理処置を取ったことが証跡できる、修理明細、整備記録簿等の提出を必要とする。尚、証跡書類の提出が無い場合、特記事項に関わる故障事項に関しての修理対応は販売者責任として販売店にて修理費を負担し、保証修理を実施しなければならない。
4. 販売店は契約車両の保証適用修理を行う際には、**必ず当社の事前の承認を得る必要がある**ものとし、当社の事前の承認を得ずに修理への着手、部品の手配、整備工場への作業着手指示を行った場合、当社は本保証に係る一切の費用負担をしないものとする。
5. 当社は保証修理の適用可否判断の際に、当該不具合箇所の写真、使用部品の型式品番情報、故障診断の手順書、診断結果情報等の提示を求められることがあるものとする。
6. 当社は保証適用申請の内容に基づき、整備工場や契約者への不具合聞き取り、実地調査等を行うものとする。

第10条 保証適用時の不具合修理実施先について

1. 不具合の修理を実施する整備工場の選択は、当社が行うものとし、当社は**整備工場の変更指示を行うことがある**ものとする。
2. 不具合の修理を実施する整備工場は、運輸局長からの認証、あるいは指定を受けた自動車分解整備事業者に限るものとする。
3. 保証適用の際、本保証以外の保証が適用となる不具合の場合は、本保証以外の保証制度を優先して適用するものとする。（車両の製造者が提供する保証、等。）

第11条 見積明細書について

1. 不具合の修理を実施しようとする整備工場は、修理や部品手配の着手前に、車台番号又は登録番号、及び修理に係る部品費用、工賃費用、必要工数、レパレート単価が記載された見積明細書を、当社にFAXの手段をもって提出するものとする。

第12条 不具合修理時の写真撮影、部品納品書の提出依頼について

1. 不具合修理の内容によって、当社は整備工場に整備中の写真や、部品仕入れ納品書等の証明書類の提出を求めることがあるものとする。
2. 写真や証明書類の提出要請があったにも関わらず、依頼があった日より1ヶ月以内に提出がない場合、当社は当該不具合に係る修理費の支払いは行わないものとする。

第13条 納品書、請求書について

1. 当社の承認後、不具合の修理を実施した整備工場は、車台番号又は登録番号が記載された納品書、及び請求書を、当社に郵送の手段をもって提出するものとする。
2. 保証適用申請の受付日の属する日の翌月末日までに、納品書、又は請求書の提出が無い場合、当社は当該不具合に係る修理費の支払いは行わないものとする。
3. 当社からの保証修理費用の支払は、原則請求書が当社に到着した日の属する月の翌月20日に振込みの手段をもって支払うものとする。尚、その際の振り込み手数料は当社が負担するものとする。

第 14 条 リサイクル部品の使用について

1. 本保証の適用により部品の交換が必要となった場合、**必要な部品の供給は当社が行う**ものとする。但し、当社にて手配ができない部品等である場合はこの限りではない。
2. 本保証の適用により部品の交換が必要となった場合、当社は新品の部品を用いることを要しないものとし、2 次使用を目的として流通される**リサイクル (中古) 部品の使用をするもの**とする。またリサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品 (リサイクル、リビルト、リンク等と呼ばれる部品等) や、優良部品、社外新品部品等を用いることとする。

第 15 条 保証契約の解除

1. 当社が保証申込の受理後に下記各項のいずれかに該当する事実を認めた場合に、当社は契約者との間の保証契約を即座に解除することができるものとし、以後の本保証の適用はしないものとする。また当社は本保証料金の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。
 - ア・契約者、又は販売店が本保証を悪用したと当社が認めたとき。
 - イ・本保証加入後に第 8 条各項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。
 - ウ・本保証加入後に、契約者が業務・事業の遂行を目的とし、車両を運行した場合。
 - エ・本保証加入後に、契約者が販売店の従業員、あるいは従業員と 2 親等内の血縁関係にあったことが発覚した場合。
2. 契約者は前項に定める場合を除き、保証契約を解除することはできないものとする。

第 16 条 保証料金の返金について

1. 本保証の契約に際し、当社が受け取った保証料金は理由の如何にかかわらず、返還することはないものとする。

第 17 条 不正利用時の行使事項について

保証適用申請において、虚偽の申告があった場合や、本保証を悪用したと当社が認めた場合、当社は本条各項に定める事項を行使するものとする。

1. 保証適用修理費用の支払停止。
2. 申込の拒否。

第 18 条 販売規約、提供料金の改訂について

1. 当社は、当販売規約、保証料金を予告無く変更する可能性があるものとする。
2. 当社は、当販売規約、保証料金を改訂した場合、販売店に FAX、あるいは郵送の手段をもって通知するものとする。

第 19 条 個人情報の取扱いについて

1. 販売店は、当社が、氏名、住所、電話番号、登録車両情報、その他本保証書の表面に記載された保証契約者に関する個人情報 (以下「個人情報」という) を以下のような目的に利用することに同意するものとする。

- (1) 本保証に関する業務の運営及び管理。
- (2) サービスの向上を目的としたデータの集計と統計的データの把握。
- (3) サービスについての情報配信。

2. 当社を第一次的に苦情の受付及び処理、並びに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有する事業者とする。

3. 個人情報の取扱いに関する問合せ先は以下の通りとする。

プレミアファイナンシャルサービス株式会社 本保証事務局
〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 17F
電話番号：03-5114-5739 E-mail：warranty@premium.co.jp

第 20 条 管轄裁判所について

1. 本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは、東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

車両の購入者(以下「甲」という)、甲が車両を購入した販売会社(以下「乙」という)及びプレミアファイナンスサービス株式会社(以下「丙」という)は、丙が提供する中古車保証制度「カーセンサーアフター保証(以下、本保証という)」について、次の事項を確認する。

第1条 (保証を求め得る場合)

甲は、本保証の適用対象である車両に不具合が発生した場合において、かかる不具合が、契約内容に応じた第15条に掲げる「保証対象部品一覧表」に記載のある部品が主原因として生じたものであるときには、第4条に定める保証期間内に限り、丙に当該不具合の修理を求めることができる。但し、車両の引渡し段階において既に発生、又は認知されていた不具合、及び乙との契約、約束事項の不履行等に該当する事柄に関しては、甲は乙に対し、当該不具合の修理や契約履行を求めるものとし、保証の適用範囲に該当する不具合であっても、丙は本保証の適用責任を一切負わないものとする。

第2条 (保証実施の流れ)

甲が本保証の適用により車両不具合の修理を求めるときには、甲は丙に、事前の承認を得るものとし、丙が指定する整備・修理工場に車両を引き渡さなければならないものとする。尚、不具合の修理に直接的関連がない費用、車両を使用できないことにより発生する甲の損失等は、丙は一切負担しないものとする。
本保証の適用とならない主な費用例)点検費用、見積費用、故障診断費用、廃棄物処理費用、代車費用、レンタカー費用、レッカー費用、交通費、営業損失補填、等

1. 甲が丙に事前の承認を得ずに、修理の発注や部品の手配、整備工場への修理作業の着手指示等を行った場合は、本保証の適用修理に該当する費用であったとしても本保証の適用はないものとし、丙は係る金銭の負担も一切しないものとする。
2. 本保証の適用により車両の修理を求めるときには、甲本人からの申告、連絡を要するものとし、甲本人以外からの申告、連絡事項は、丙は一切受理しないものとする。

第3条 (変更の届出)

甲は、保証書の受領後に、保証書の記載事項(住所、連絡先等)に変更が生じたときには遅滞なく丙に届け出なければならないものとする。

第4条 (保証期間)

保証期間は、甲へ使用者変更した自動車検査証(以下、「車検証」という)上の登録年月日(変更登録日)を起算日とし、契約内容に応じ、半年間プランの場合は半年間、1年間プランの場合は1年間、2年間プランの場合は2年間、3年間プランの場合は3年間をもって終了するものとする。
例) 2年間プランの場合において、車検証に記載の登録年月日が2015年7月1日の場合、保証期間は、2017年6月30日まで。
2. 前項の規定にかかわらず、2年間プラン、及び3年間プランで契約した車両において、第15条に掲げる「保証対象部品一覧表」の「電装装備品」欄に記載のある部品の保証期間は、保証の起算日から1年間をもって終了するものとする。(半年間プランの場合は半年間にて終了。)

第5条 (保証の上限金額・走行距離制限)

1. 保証期間内における累積での保証適用上限金額は、半年間プランの場合は消費税を含み30万円までとする。
その他の1年以上のプランで契約の場合、国産車であれば制限はないものとするが、輸入車の場合は累積での保証適用上限金額は消費税を含み80万円までとする。
2. 本保証修理の適用となった1事象に対する不具合の修理費用が、修理時の車両時価額を超える場合、車両時価額を超える部分の本保証の適用はないものとする。尚、その際の車両時価額の算出には、新車時車両本体価格に初年度登録年からの経過満年数を除いた額に、5を乗じた額を用いるものとする。
例)新車時車両本体価格が200万円の車両で、満10年が経過した時点で車両時価額は、200万円÷10年×5=100万円。
3. 保証適用上限金額に達した場合、保証契約は満了となり、以後本保証により保証を受ける権利は自動的に消滅するものとする。

第6条 (属性)

甲は、本保証により保証を受ける権利(以下「受益権」という)を第三者に移転することはできないものとする。
2. 受益権を有する者が、保証の対象となる車両の使用者又は所有者のいずれにも該当しないこととなったときには受益権は自動的に消滅するものとする。

第7条 (身分証明書等の提示)

甲が本保証の適用により車両の修理を求めるときには、丙は、甲に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の提示を求めることができるものとし、甲がこれに応じないときには、丙は車両の修理を拒むことができるものとする。

第8条 (本保証適用除外事由)

次の各号のいずれかに該当する現象、又は不具合の原因が次の各号のいずれかに起因する場合には、本保証の適用はないものとする。

- ア・経時変化により発生する現象。…錆(サビ)、自然退色、変色、劣化、腐食、黄ばみ、曇り、車高の変化や傾き等。
- イ・機能上、又は走行に影響しない現象。…自動車検査登録制度上(以下、「車検」という)問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。
- ウ・外観上の現象。…浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等。
- エ・運転の仕方に起因する現象又は故障か否かの判断基準に乏しい現象。…燃費不良、パワー不足、動きが硬い又は渋い、タイヤの片減り、車体不安定等。
- オ・法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過しての車両使用時の不具合。
- カ・工場入庫時に不具合の確認が取れない現象(現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合)。
- キ・通常の注意で見出し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
- ク・日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合。
- ケ・改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。
- コ・乙より車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合。
- サ・日常点検整備(高速走行時前点検含む)、又は法令で定められた定期点検整備、若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備を実施しなかったことにより発生した不具合。

2. 次の各号のいずれかに該当する部品を主原因とする不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - ア・第15条「保証対象部品一覧表」に記載のない部品。
 - イ・車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品(社外部品、純正流用品等)。
 - ウ・コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品。
 - エ・改造部品、及びその改造部品が関わる機構すべて。
3. 次の各号のいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとする。
 - ア・点検整備、修理作業の不備又は間違い。
 - イ・点検作業中又は整備作業中の過失。
 - ウ・車両の製造会社が指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施。
 - エ・車高変更、エンジンチューニング等の改造。
 - オ・車両の製造会社が当該車両に付設するものとして指定した部品以外の部品の取り付け。
 - カ・レース、ラリー等の競技に車両を用いたこと。
 - キ・林道等の悪路にて車両を常用したこと。
 - ク・乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと。
 - ケ・いたずら、盗難、冠水等。
 - コ・地震、台風、水害等の天災。
 - サ・飛行機部品等の落下物による損傷。
 - シ・車両の製造会社が指定する油脂類、部品以外の使用。
 - ス・煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因。
 - セ・車両の修復。
 - ソ・衝突や接触による損傷又は事故。
 - タ・業務の用に車両を使用したこと。
 - チ・使用者の故意、又は過失によるもの。(認証工場以外での部品交換、修理層に起因する故障、等。)
4. 法令で定められた定期点検整備が実施されていないときには、本保証の適用はないものとする。

第9条 (保証契約の解除)

丙が下記各号のいずれかに該当する事実を認めた場合に、丙は甲との間の保証契約を即座に解除することができるものとし、以後の本保証の適用はしないものとする。また丙は本保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。

- ア・甲が本保証を悪用したと丙が認めたとき。
- イ・本保証加入後に第10条2項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。
- ウ・本保証加入後に、甲が業務・事業の遂行を目的とし、車両を運行した場合。
- エ・本保証加入後に、甲が乙の代表者、又は従業員、あるいは代表者と2親等内の血縁関係にあったことが発覚した場合。
- オ・本保証の契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業であった場合、またはその他前述事項に準ずる者であったことが発覚した場合。

2. 甲は前項に定める場合を除き、保証契約を解除することはできないものとする。

第10条 (改造車両)

甲は、本条2項の「改造車両の定義」に定めた車両の保証申込みはできないものとする。
2. 改造車両の定義
ア・燃料コントローラー・加給圧(ブースト)コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパーチャージャー・キャブレター・カムシャフト・

カムシャフトブリー・コンピューター・ロールバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。

イ・ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。

ウ・違法な改造が施された車両。

エ・車検証上の型式欄に「改」表記、備考欄に構造変更歴がある車両。(福祉車両を除く。)

第11条 (保証適用の判定と範囲)

保証適用の判定には、当該不具合を発生させている主原因の部品が、契約内容に応じた「保証対象部品一覧表」の内容に適合するか否かを基に判定するものとする。

2. 不具合が発生した部品が多数ある場合において、当該不具合が一連のものであると判断される場合には、当該部品の中に第15条「保証対象部品一覧表」(以下「保証対象部品一覧表」)に記載された部品があるときといえども、主原因の部品が契約内容に応じた「保証対象部品一覧表」に記載の部品ではないときには、本保証の適用はないものとし、「保証対象部品一覧表」に記載の部品についても本保証の適用はないものとする。
3. 保証の適用範囲は、不具合が発生している主原因部品の部品費用、及び交換に要する交換工賃のみとする。
4. 不具合が発生した主原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが関連して交換が推奨される部品の類については保証の適用はないものとし、保証の適用範囲は不具合が発生していると断定される部品のみの適用とする。
例) 1箇所ショックアブソーバより不具合が発生しており、その他の部位に不具合の発生はないが、同時に他の3本の同時交換が整備工場より推奨された場合等では、判定時点において不具合のない他の3本は保証の適用外となる。

第12条 (部品の交換)

本保証の適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行うときに丙は、新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通されるリサイクル(中古)部品の使用ができるものとする。またリサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品(リサイクル、リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることがあるものとし、修理に必要な部品は、原則丙が供給するものを使用することとする。

2. 本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要となったとき、甲は油脂類、部品等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとする。
3. 本保証の適用により車両を修理する場合において、甲が、交換に用いるための部品を提供したときといえども、丙は、当該部品の代金を支払わないこととする。

第13条 (個人情報の取扱い)

甲は、丙が、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、メールアドレス、住所、電話番号・その他の車両に関する情報、その他本保証書の表面に記載され、又は本保証契約の交渉若しくは履行の過程において知り得た甲に関する個人情報(以下「個人情報」という)を次の各号の目的に利用することに同意する。

- (1) 本保証にかかる各種案内(保証期間の満了・更新)の提供。
- (2) 本保証契約の契約内容、契約者情報の記録、管理、保存。
- (3) 車両の点検・整備・修理に関する業務及びこれらに付随する業務(車両状態の確認連絡)の遂行。
- (4) 車両の点検・整備・修理に関する各種案内の提供。
- (5) 甲との契約又は法令に基づく権利の行使や義務の履行。
- (6) サービス向上を目的としたアンケート調査の実施。
- (7) サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析(※1)。 ※1集計結果の統計情報のみの利用とし、個人を特定できるデータと関連づけは行わない。
2. 甲は、次の各号に定める場合において、丙が個人情報を第三者に提供することに同意する。
 - (1) 甲本人の同意がある場合(ウェブでの同意も含む)。
 - (2) 統計的なデータ等、甲本人を識別できない状態に加工して利用する場合。
 - (3) 法令に基づき開示、提供を求められた場合。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、甲の同意を得ることが困難である場合。
 - (5) 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
 - (6) 丙と守秘義務及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(整備修理工場、ロードサービス提供会社等)に対し、第1項において甲に明示した利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合。
3. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先は以下の通りとする。

プレミアムファイナンスサービス株式会社 カーセンサーアフター保証事務局
〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル17F 電話番号 0120-511-417

第14条 (管轄裁判所)

本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴訟に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 (保証対象部品一覧表)

※半年間プランにてご契約の場合、保証期間中の累積での修理上限額は消費税を含み30万円までとなります。

※輸入車1年間、2年間プランにてご契約の場合、保証期間中の累積での修理上限額は消費税を含み80万円までとなります。

※保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、当社の事前承認が必要となります。

※保証修理の適用となる部品は、新車製造時から装着される純正部品のみとなります。

※保証対象部品であっても、特別規約第8条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外となります。

エンジン機構	ロッカーカバー、シリンダーヘッド、コンロッド、ピストン、クランクシャフト、IN・EXバルブ、シリンダーブロック、スロットルボディ、インジェクター、ウォーターポンプ、ラジエーター、スターターモーター、オルタネーター、オイルポンプ、インジェクションポンプ、グロープラグ、各ブリー、ファンカブリッジ、オイルプレッシャースイッチ、O ₂ センサー、エアフロメーター、水温センサー、ノックセンサー、クランク角センサー、エアレギュレーター、油温センサー、スロットルセンサー、スロットルポジションセンサー、バキュームセンサー、吸気圧センサー、排気温度センサー、AACバルブ(ISCV-RACV)、ディストリビューター、ダイレクトイグニッションコイル、プラグコード(ハイテンションコード)、エンジンコンピュータ(ECU)、フューエルポンプ、フューエルゲージ、フライホイール、フューエルプレッシャーレギュレーター、カムシャフト、オイルパン、PCVバルブ、電動ファンモーター、オイルストレーナー、コンデンサーモーター、タイミングベルト、タイミングチェーン、テンションナー、シリンダーヘッドガスケット、インタークーラー、スーパーチャージャー、ターボチャージャー、触媒コンバーター、エキゾーストパイプ、マフラー、エキゾーストマニホールド、エンジンマウント、サーモスタット、イグナイター、フューエルタンク、スロットルワイヤー、スロットルモーター、フロントカバー、EGRバルブ、バルブタイミングコントロールギア、アクセルペダル、各シール、ガスケット、パッキン、Oリング、プッシュロッド、ロッカーアーム、オイルタペット、噴射ノズル、フューエルインジェクションコンピュータ、キャニスター、キャブレター、イグニッションスイッチ、インレットマニホールド、インテークマニホールド、各リレー
動力伝達機構	MTミッション内部ギア、ATミッション内部ギア、CVTミッション内部ギア、トルクコンバーター、トランスファ、ディファレンシャル内部ギア、ソレノイドバルブ、車速センサー、インヒビタースイッチ、コントロールバルブ、AT/CVTコントロールユニット、プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、ドライブシャフトブーツ、ドライブシャフト、トランスアクスル、クラッチオペレーティングシリンダー、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチマスターシリンダー、クラッチリリース、クラッチリリースベアリング、クラッチワイヤー、シフトケーブル、ミッションマウント、リレー、シフトレバー、オイルクーラー、リパーススイッチ、クラッチスイッチ、ニュートラルスイッチ、ドロップレギュレーター、TRC/VSCコントロールユニット、各シール、ガスケット、パッキン、Oリング、電磁クラッチ、バルブボディ
ステアリング機構	ステアリングギヤボックス、パワーステアリングポンプ、パワーステアリングコントロールユニット、電動ステアリングモーター、電動ステアリングギヤボックス、電動ステアリングコラム、ステアリングホイール、ステアリングコラム、ステアリングコラムシャフト、タイロッドエンド、ラックエンド、舵角センサー、ステアリングラックブーツ、プッシュ
電装装備品	ワイパーモーター、ワイパースイッチ、ワイパーアンブ、ウォッシャーモーター、パワーウィンドウモーター、パワーウィンドウレギュレーター、パワーウィンドウモーターアンブ、パワーウィンドウスイッチ、ドアロックアクチュエーター、ドアロック、ドアロックコントロールユニット、ドアロックモーター、ドアロックスイッチ、オートスライドドアモーター、オートスライドドアコントロールユニット、オートスライドドアセンサー、スライドドアスイッチ、オートクローザー、サンルーフスイッチ、サンルーフモーター、キーレスレシーバ、トランスミッター、イモビライザー、ドアミラーモーター、ドアミラースイッチ、パワーシートモーター、パワーシートコントロールユニット、パワーシートスイッチ、純正オーディオ、純正ナビゲーション、純正スピーカー、マルチディスプレイ(ミアロンタイプ)、ライズスイッチ、HID、各リレー
エアコン機構	コンプレッサー、コンデンサー、エバポレーター、エキスパンションバルブ、レシーバタンク、マグネットクラッチ、クーリングユニット、ヒーターコア、プロアファンモーター、ヒーターレジスター、ヒーターホース、ヒーターコック、エアコンリレー、インテークドアアクチュエーター、エアミックスアクチュエーター、モードドアアクチュエーター、ガスセンサー、外気センサー、内気センサー、日射センサー、冷媒圧力センサー、サーモアンブ、ヒーターウォーターバルブ、高・低圧ホースパイプ、エアコンコントロールユニット(ディスプレイ除く)
前後アクスル機構	ショックアブソーバー、サスペンションスプリング、サスペンションアーム、トーションバー、スタビライザー、テンションロッド、ナックル、ボールジョイント、アクスルシャフト、ハブ、ハウジング、電子制御サスペンション(エアサスペンション)、アッパーベアリング、ハブベアリング、アッパーアーム、ロアリンク、ラテラルリンク、ハブシール、プッシュ類
ブレーキ機構	ブレーキマスターシリンダー、ブレーキブースター、ABSコントロールユニット、ABSモジュレーターユニット、ディスクキャリア、パーキングブレーキワイヤー、ホイールシリンダー、ホイールシリンダーインナーキット(シール)、プロポーショニングバルブ、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ブレーキペダル、ホイールセンサー、ストップランプスイッチ
乗員保護機構	シートベルト、シートベルトバックル、エアバッグコントロールユニット、エアバッグセンサー、スパイラルケーブル、エアバッグモジュール、Gセンサー
ハイブリッド機構	ハイブリッドトランスアクスル、スタータージェネレーター、冷却装置、駆動用モーター、インバーター、コントロールECU、バッテリーECU、コンバーター、モーター駆動用蓄電池

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。

FAX 03-5114-6233



カーセンサーアフター保証 お申込書

次の書類を一緒にFAXしてください。

車検証

法定点検記録簿

カーセンサー車両品質評価書

●記入もれがありますと登録に時間がかかる場合がございます。●FAX番号の記入がない場合、返信されない場合がございますので必ずご記入ください。●ご担当者名も必ずご記入ください。

↓ **太枠内にお客様の情報をご記入ください。**

加盟店様記入欄	フリガナ					店名 TEL FAX ご担当者様
	ご使用者名 (お客様名)	様				
	TEL	-			-	
	携帯	-			-	
	住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
プラン	●お申込みプランに○をつけてください。 半年間プラン・1年間プラン・2年間プラン・3年間プラン <small>※3年間プランは国産車両のみお申込みいただけます。</small>					
車台番号		車種		名義 変更日	H 年 月 日	
走行距離	km		保証書 郵送先	申込店舗	お客様ご自宅	

お客様記入欄	<p>お申し込みをいただくにあたり、お客様に特にご確認をいただきたい事項</p> <p>各確認事項についてご確認いただいた項目にチェックをし、確認日をご記入のうえご署名ください。</p>				【お客様ご署名欄】
	<p>① 特別規約の内容を確認した <input type="checkbox"/> はい</p>				左記の内容を確認し、カーセンサーアフター保証に申込みます。
	<p>② 申込み車両は改造車ではない <input type="checkbox"/> はい</p>				【確認日】 H 年 月 日
	<p>③ 申込み車両は業務使用目的の車両ではない <input type="checkbox"/> はい</p>				【ご署名】
	<p>④ お客様(契約者)は販売店代表者の親族や従業員ではない <input type="checkbox"/> はい</p>				
<p>※「はい」にチェックしていただけない場合はお申込みができません。</p>					

<p>●下記の点検をお願いいたします</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> パワーウィンドウの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> ドアロックの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> キーレスの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電動スライドドアの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> パワーシートの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> サンルーフの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ワイパーの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> 純正オーディオの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> 純正ナビゲーションの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> シートベルトの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> 各ライトの作動状況</td> <td><input type="checkbox"/> 各種チェックランプの作動状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> エアコンの作動状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>※点検結果を記入してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 点検良 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<input type="checkbox"/> パワーウィンドウの作動状況	<input type="checkbox"/> ドアロックの作動状況	<input type="checkbox"/> キーレスの作動状況	<input type="checkbox"/> 電動スライドドアの作動状況	<input type="checkbox"/> パワーシートの作動状況	<input type="checkbox"/> サンルーフの作動状況	<input type="checkbox"/> ワイパーの作動状況	<input type="checkbox"/> 純正オーディオの作動状況	<input type="checkbox"/> 純正ナビゲーションの作動状況	<input type="checkbox"/> シートベルトの作動状況	<input type="checkbox"/> 各ライトの作動状況	<input type="checkbox"/> 各種チェックランプの作動状況	<input type="checkbox"/> エアコンの作動状況			<p>●社外装備品(取付けられている社外装備品)</p>
<input type="checkbox"/> パワーウィンドウの作動状況	<input type="checkbox"/> ドアロックの作動状況	<input type="checkbox"/> キーレスの作動状況														
<input type="checkbox"/> 電動スライドドアの作動状況	<input type="checkbox"/> パワーシートの作動状況	<input type="checkbox"/> サンルーフの作動状況														
<input type="checkbox"/> ワイパーの作動状況	<input type="checkbox"/> 純正オーディオの作動状況	<input type="checkbox"/> 純正ナビゲーションの作動状況														
<input type="checkbox"/> シートベルトの作動状況	<input type="checkbox"/> 各ライトの作動状況	<input type="checkbox"/> 各種チェックランプの作動状況														
<input type="checkbox"/> エアコンの作動状況																
<p>プレミアムファイナンシャルサービス株式会社 カーセンサーアフター保証事務局 〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル17階 TEL:03-5114-5739 FAX:03-5114-6233</p>																

※保証事務局記入

契約番号		受付	請求	入金	発行	完了
備考						



カーセンサーアフター保証 保証修理申請書



Premium Financial Services

プレミアファイナンシャルサービス株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9

六本木ファーストビル 17 階

カーセンサーアフター保証事務局

TEL : 03-5114-5739

FAX : 03-5114-6233

申請日 年 月 日

店舗名	
TEL	
FAX	ご担当者様

- ①当用紙に「見積り書」「車検証のコピー」を添付し FAX してください。
②修理完了後は当用紙と「納品請求書」を添付し原本を郵送お願いいたします。

※太枠に必要事項のご記入をお願いいたします。

【保証契約番号】		【お客様名】	
【車種】		【車台番号】	

【入庫工場名】		【工場担当者名】	
【工場連絡先】			

【お車の症状】（不具合箇所と症状を記載してください）

例) 箇所 パワーウィンドウ 不具合 動きが最近悪い。 例) 30分ぐらい走行していると、オーバーヒートしてしまう。

① _____

② _____

③ _____

【保証判定結果】（お見積書に適用になった項目と適用外になった項目を記載いたします）

保証適用項目

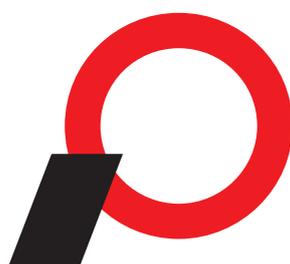
保証適用外項目

※事務局記入欄

No.	
-----	--

※事務局記入欄

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。



Premium Financial Services

お問合せ・お申込み・保証修理の受付は

Warranty Administration Office

プレミア ファイナンシャル サービス株式会社

2013年7月に社名を変更いたしました(旧社名：SBIクレジット株式会社)

カーセンサーアフター保証事務局

〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9
六本木ファーストビル17F

[TEL] 03-5114-5739

[FAX] 03-5114-6233

[営業時間] 10:00~18:00 (年末年始、夏期休暇除く)

[E-Mail] warranty@premium-f-s.com